

五城目町水道事業経営戦略

団 体 名 : 秋田県五城目町

事 業 名 : 五城目町水道事業

策 定 日 : 令和7年3月

計 画 期 間 : 令和7年度～令和16年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

(令和5年度末時点)

供用開始年月日	昭和36年 1月 1日	計画給水人口	7,766 人
法適（全部・財務）・非適の区分	法適（全部）	現在給水人口	7,514 人
		有収水量密度	0.26 千m ³ /ha

② 施 設

水	源	☒ 表流水 ☐ ダム ☐ 伏流水 ☒ 地下水 ☐ 受水 ☐ その他							
施	設	数	浄水場設置数	3	管	路	延	長	129 千 m
			配水池設置数	6					
施設能力			5,208 m ³ /日		施 設 利 用 率			46.1 %	

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	水道料金は、用途別に定める基本料金と使用水量に応じて加算される 超過料金の合計額に設定しています。また、料金体系は五城目地区、馬 場目地区、杉沢地区の3体系となっています。 料金表は次ページ表に示します。		
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成8年 4月 1日		

水道料金表

【五城目地区】

(税抜)

五城目地区 料金		基本料金(1 か月あたり)		超過料金
種 別		水 量	料 金	(1m³あたり)
一般家庭		10m³	1,800 円	180 円
営業用	醸造・清涼飲料工場用	100m³	18,000 円	
	公衆浴場用	100m³	18,000 円	
	上記以外の営業用	10m³	1,800 円	
団体用	学校・病院用	100m³	18,000 円	
	官公署・団体医院用	10m³	1,800 円	
町内会集会施設用		10m³	900 円	
プール用		1m³	180 円	
一時使用		1m³	180 円	
私設消火栓		1m³	180 円	

【馬場目地区】

(税抜)

馬場目地区 料金		基本料金(1戸1か月あたり)		超過料金
種別		水 量	料 金	(1m³あたり)
一般家庭		10m³	2,000 円	300 円
営業用		10m³	2,000 円	
団体用		20m³	4,000 円	
町内会集会施設用		10m³	1,000 円	

【杉沢地区】

(税抜)

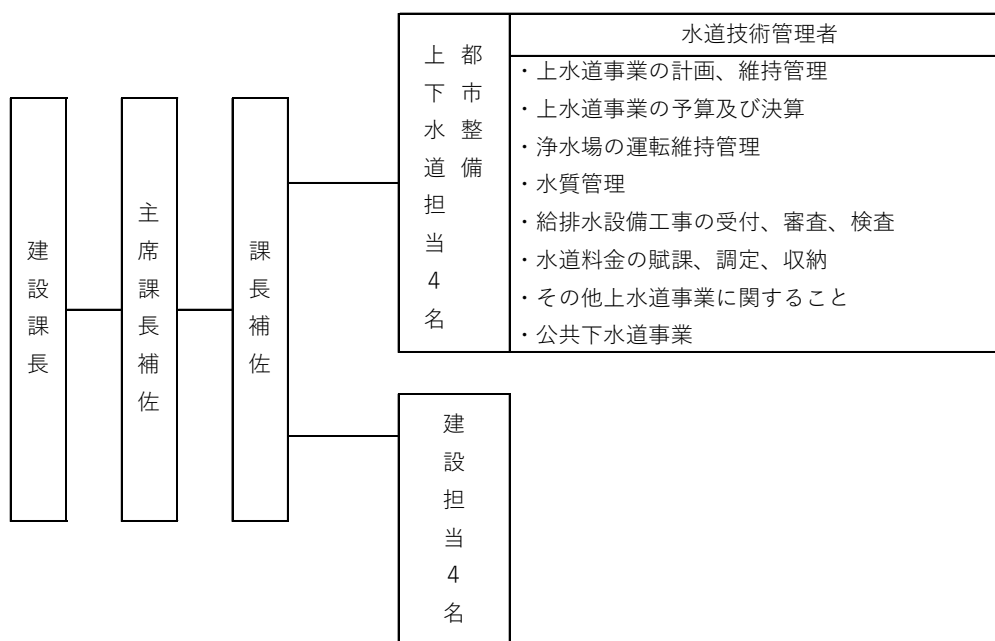
杉沢地区 料金		基本料金(1戸 1 か月あたり)		超過料金
種別		水 量	料 金	(1m³あたり)
	一般家庭	10m³	1,300 円	130 円
	営業用	10m³	1,300 円	
	団体用	20m³	2,600 円	
	町内会集会施設用	10m³	650 円	

④ 組 織

令和6年度の組織体制と職員数は下記の図表のとおりとなっています。

<組織体制>

(令和6年度)



(2) これまでの主な経営健全化の取組

○事業統合

平成29年3月に馬場目簡易水道、杉沢専用水道を上水道に経営統合しています。令和6年3月には黒土簡易水道(非公営)を軽微な変更の届出を行い、令和7年中に給水開始予定となっています。

事業統合による区域拡張で、水道事業の一元管理(財政基盤・技術基盤の強化)や維持管理体制の強化などを図ります。

○民間活用

浄水場運転管理業務について民間事業者に業務委託し、事業の効率化に取り組んでいます。

○広域化

秋田県が定期的に行っている講習会にて情報収集し、近隣水道事業者との広域的な連携の可能性について検討を進めています。

○その他

令和6年3月に「五城目町水道ビジョン」を策定し、経営健全化を図っています。アセットマネジメントは、厚生労働省の「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」における3Cレベルを実施しています。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

令和5年度決算に基づく本事業の「経営比較分析表」を添付します。

2. 将来の事業環境

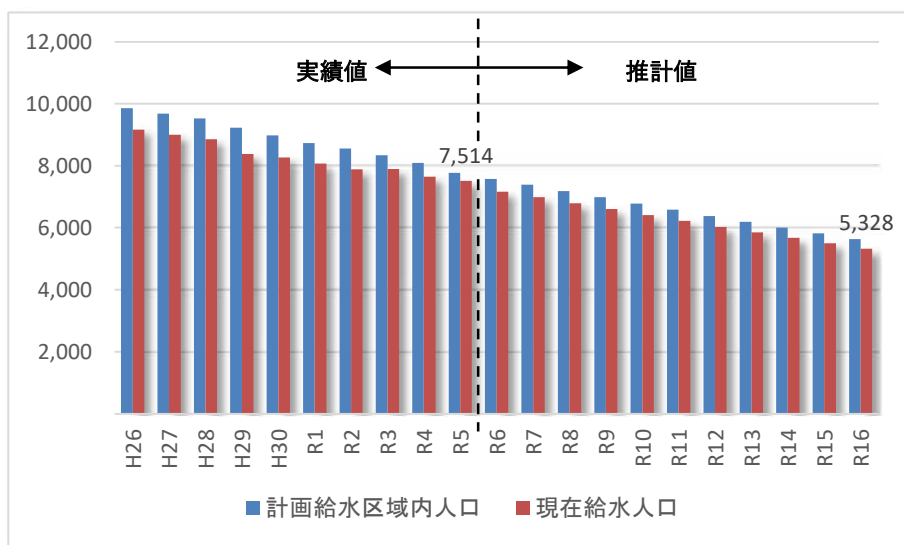
(1) 給水人口の予測

○給水人口

推計は、令和5年度に実施した「五城目町水道事業経営変更届出書(令和6年度3月)」の計画値を採用し、行政区域内人口はコーホート要因法によって行い、国立社会保障・人口問題研究所の推計値と比較して信頼性を確認、給水区域内人口の推計は、行政区域内人口に対する給水区域内人口の割合より求めます。給水人口は給水区域内人口に給水普及率を乗じて算出しています。

推計の結果、現状（令和5年度）の7,514人から、計画期間の10年後（令和16年度）には5,328人まで減少すると予想されます。

<給水人口の推移と将来推計>



(2) 水需要の予測

○有収水量

計算式：有収水量＝一般家庭用＋団体用＋営業用＋工場用＋その他用（その他用は、町内会集会施設用、プール用、一時使用、私設消火栓を含む）

過去10年間の実績値を基に用途別の推計を行い、各推計値の値を合算して求めています。

給水人口の減少により、全体的に減少傾向になると予想されます。

○一日平均給水量

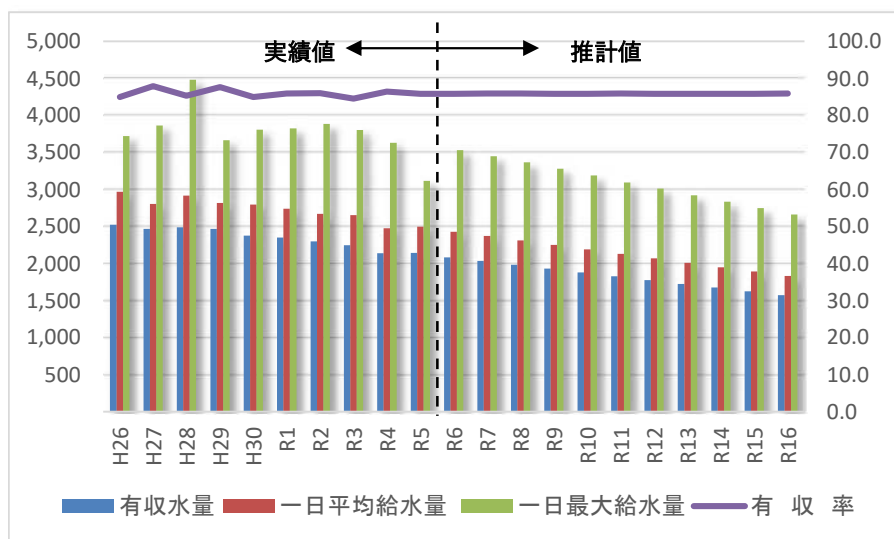
計算式：一日平均給水量＝有収水量÷有収率、有収率＝有効率－有効無収率

○一日最大給水量

計算式：一日最大給水量＝一日平均給水量÷負荷率

負荷率は、その年における気候やイベント、大口需要者の季節的な使用状況、漏水等によっても大きく変動する性格であり、漏水等の異常値を除く最小値や平均値を用いることが一般的である。各地区の実績を踏まえ、は過大な推計になる恐れを考慮し最小値を採用します。

<給水量の推移と将来推計>

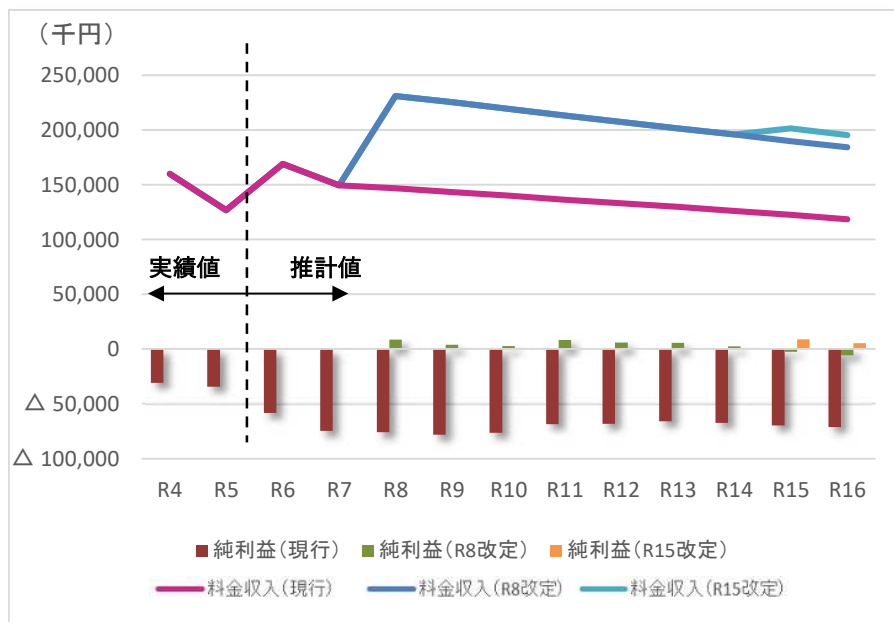


(3) 料金収入の見通し

料金収入の予測は、「2. 将来の事業環境 （2）水需要の予測」で予測した有収水量に、用途に応じた基本料金+用途に応じた超過水量×超過料金により算出しています。

運転管理費の高騰や料金収入の減少等により赤字経営が続いており、経営安定化のため水道料金改定を令和8年度に予定しています。しかし令和15年度に再び赤字に転じることから、令和15年度にも水道料金の改定を行う予定としますが、今後も適宜料金の見直しを検討していきます。

<料金収入の推移と将来推計>



(4) 組織の見通し

令和2年度より浄水場の運転業務を民間業者へ委託しており、職員定数の適正化に取り組んでいます。

今後は、水道施設の老朽化が進行する中で、水道事業に携わる職員の技術力の向上と技術継承が必要となります。災害発生時に危機管理体制を構築できる職員数を確保しながら、職員の技術力向上に努めます。

3. 経営の基本方針

「五城目町水道ビジョン(令和6年3月)」にて掲げている「基本理念」、「基本目標」を設定します。

○基本理念

五城目町では、令和4年3月に「五城目町総合発展計画」を策定し、このまちに暮らす町民、関わる人々が「幸せ」を感じ、「住みやすい」、「住んで良かった」、「訪れたい」と思える本質的な求心力を持つまちづくりを目指し、「未来(あす)に誇れる現在(いま)をともに築くまちづくり」を基本理念として掲げ、10年後のまちの将来像を「ひとが輝き、まちが輝き、そして未来が輝く五城目」として町政運営を推進しています。

秋田県では、厚生労働省が策定した新水道ビジョンや水道法改正を踏まえ、令和3年3月に「秋田県水道ビジョン」を策定し、基本理念を「いつでもどこでもだれでも安心できる あきたの水」、水の理想像を「安全」「強靱」「持続」と設定しています。厳しい事業環境においても水道事業の継続が求められることから、特に「持続」に関する取組を最も強化するとしています。

これら上位計画の基本理念、将来像を踏まえ、様々な課題に対する取組を進める上での共通目標となるよう、五城目町水道事業の基本理念を「安全な水の安定供給で暮らしを支える水道」とします。

○基本目標

安全、強靱、持続の視点から、基本目標を「安全な水の供給」、「災害に強い水道施設の構築」、「持続可能な事業の運営」と設定します。設定した基本目標を達成するための方針と実施方策は下記のとおりとします。

基本理念	基本目標	方針	実施方策
安全な水の安定供給で暮らしを支える水道	1.安全な水の供給	(1) 計画的な水質検査	・水質検査計画書の作成・運用
		(2) 安全な水の供給システムの確立	・水安全計画の策定／水質管理体制の徹底
	2.災害に強い水道施設の構築	(1) 豪雨災害に強靱な水道施設の整備	・新五城目浄水場の検討・整備 ・災害に脆弱な施設の精査と対応方策の検討
		(2) 地震に強靱な水道施設の整備	・施設更新に合わせた耐震化の推進
		(3) 応急体制の整備	・応急体制の適切な見直しと最適化
	3.持続可能な事業の運営	(1) 運営基盤の強化	・運転管理費用の高騰等に合わせた水道料金の最適化の検討 ・民間委託等の活用による民間連携の最適化
		(2) 施設の老朽化対策	・計画的な管路更新 ・計画的な老朽化施設の更新
		(3) 維持管理の推進	・適切な維持管理の推進
		(4) 水需要に合わせた施設の配置の検討	・水需要に合わせた施設の統廃合の検討
		(5) 広域的な連携に向けた取組	・近隣水道事業者との広域的な連携の可能性の検討と協議への参加

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）： 別 紙 の と お り

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設の老朽化による更新需要の増加についてアセットマネジメントの結果踏まえ、適切な維持管理による延命化を図るとともに、使用実績等を勘案した更新年数の設定や、施設の重要度に基づいた計画的な更新を行います。 管路は今後法定耐用年数を超える管路が増加する見込みのため、計画的な管路更新を検討します。
-----	--

○施設、設備

予防保全の観点で適切に維持管理することにより、施設延命化を図るとともに更新費用の抑制を図ります。一部施設は昭和33年創設当初から利用しており、耐震性がない施設や豪雨による浸水の被害に遭った施設等があり、早急に更新、改良を行う必要があります。

○管路

重要度や優先度を考慮した更新計画とし、基幹管路の管路更新の際には、水道配水用ポリエチレン管(HPPE)、GX形ダクタイトル鉄管といった耐震適合管種から経済性や重要度を考慮し選定します。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	支出に対し収入が不足しており、現行料金では健全な経営ができない状況です。収益を安定させ、財源を確保するため、料金改定を検討します。令和7年度に議会説明、住民説明等を実施し、令和8年度からの新料金改定を目指します。 また国庫補助や企業債の適正な借入を有効に活用し、赤字経営の黒字化を目指します。
-----	---

○料金収入

有収水量の推計地を基に、用途に応じた基本料金+用途に応じた超過水量×超過料金にて算出しています

○企業債

老朽化施設、管路更新に係る充当財源として新規借入を予定しています。

○繰入金

繰出基準に基づく一般会計からの起債元利償還金に対する繰入や消火栓維持管理費があります。

○国庫補助金

補助対象に該当する事業はないか検討していきます。

③ 収支計画のうち投資以外についての説明

○委託料

現行の委託業務形態が当面継続することを前提に、直近年（令和6年度の予算値）に設定しました。

○修繕費

現行と同程度の業務量を見込み、直近年（令和6年度の予算値）に設定しました。

○職員給与費

職員数は現状を維持すると仮定し、直近年（令和6年度の予算値）に設定しました。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	今後、将来的な広域化や連携の必要性について検討していきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 （ PPP/PFI 等 の 導 入 等 ）	これまでも浄水場等の運転管理業務及び維持管理業務について民間事業者に業務委託し、定員及び費用の削減に取り組んでいます。 今後は、さらなる民間委託が可能な業務について検討を進めるとともに、現在業務委託している事業者と相互連携しながら協議を進めていきます。
アセットマネジメントの充実 （ 施 設 ・ 設 備 の 延 命 化 等 に よ る 投 資 の 平 準 化 ）	施設・設備の更新にあたっては、国のアセットマネジメント（資産管理）指針を参考に法定耐用年数に対し、施設、設備は1.5倍（経年化資産）の範囲内の経過年数で更新することし、管路は設定した管種別耐用年数の範囲内で更新としています。 施設・設備は、適切な点検や補修を行うことで、法定耐用年数を経過した後も安定して使用できるよう努めます。
施 設 ・ 設 備 の 廃 止 ・ 統 合 （ ダ ウ ン サ イ ジ ン グ ）	新五城目浄水場は、水需要を注視し、適正規模での施設更新とします。湯ノ又配水池と現在浄水場施設としては稼働していない湯ノ又浄水場については、水需要状況と他の配水地の施設能力を確認し、廃止の可能性を検討します。
施 設 ・ 設 備 の 合 理 化 （ ス ペ ッ ク ダ ウ ン ）	施設・設備の更新時において、水需要予測に応じた性能の合理化を検討していきます。
そ の 他 の 取 組	自然災害による被害への対応経験を踏まえ、町民のニーズの把握に努め、応急給水・応急復旧体制を必要に応じて適切に見直し、人員や資機材の配置の最適化を図ります。

② 財源についての検討状況等

料 金	支出に対し収入が不足しており、赤字経営となっています。現在、収益安定化を目的として料金改定を検討しており、検討案は下記のとおりとなります。 ・口径別料金体系 ・用途・口径別料金体系 令和7年度に議会説明、審議会(学識経験者、関係行政機関を含む)による議論の場を予定しており、料金改定の検討を進めていきます。 料金改定は令和8年度を予定しています。
企 業 債	今後、施設、管路の老朽化による更新を控えていることから、企業債の借入は増えていくことが予想されます。 そのため、企業債発行額を適切に管理していきます。
繰 入 金	繰出基準に基づく一般会計からの起債元利償還金に対する繰入や、料金徴収事務、施設の運転管理等に係る他会計からの受託収入があります。
資産の有効活用等（*）による収入増加の取組	現時点で予定はありませんが、今後は必要に応じて検討していきます。
その他の取組	

* 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電等のこと。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略で示した取組は、定期的に進捗状況等を把握し、人口動態や外部環境の変化など、水道事業を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。 また、次期改定は令和11年度までに実施します。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

年 度			前々年度	前年度	本年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
区 分			(決 算)	(予 算)											
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	134,116	177,098	156,592	238,313	232,596	226,581	220,472	214,633	208,595	203,074	208,646	202,441	
		(1) 料 金 収 入	126,818	169,054	149,236	230,957	225,240	219,225	213,116	207,277	201,239	195,718	201,290	195,085	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
		(3) そ の 他	7,298	8,044	7,356	7,356	7,356	7,356	7,356	7,356	7,356	7,356	7,356	7,356	7,356
		2. 営 業 外 収 益	80,369	24,898	22,791	21,918	21,436	20,781	20,637	16,916	16,493	16,203	15,806	15,113	
		(1) 補 助 金	57,287	3,332	2,816	2,370	2,000	1,673	1,342	1,028	784	575	395	240	
		他 会 計 補 助 金	57,287	3,332	2,816	2,370	2,000	1,673	1,342	1,028	784	575	395	240	
		そ の 他 補 助 金													
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	22,188	20,813	19,370	18,943	18,831	18,503	18,690	15,283	15,104	15,023	14,806	14,268	
		(3) そ の 他	894	753	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605
収 入 計 (C)			214,485	201,996	179,383	260,231	254,032	247,362	241,109	231,549	225,088	219,277	224,452	217,554	
支 出	支 出	1. 営 業 費 用	232,780	246,465	243,658	242,777	242,316	237,420	226,471	219,460	213,592	211,267	210,051	206,716	
		(1) 職 員 給 与 費	7,609	15,988	15,988	15,988	15,988	15,988	15,988	15,988	15,988	15,988	15,988	15,988	15,988
		基 本 給 与 費	3,879	7,962	7,962	7,962	7,962	7,962	7,962	7,962	7,962	7,962	7,962	7,962	7,962
		退 職 給 付 費	303	583	583	583	583	583	583	583	583	583	583	583	583
		そ の 他	3,427	7,443	7,443	7,443	7,443	7,443	7,443	7,443	7,443	7,443	7,443	7,443	7,443
		(2) 経 費	107,096	113,343	113,343	113,343	113,343	113,343	113,343	113,343	113,343	113,343	113,343	113,343	113,343
		動 力 費	14,899	20,089	20,089	20,089	20,089	20,089	20,089	20,089	20,089	20,089	20,089	20,089	20,089
		修 繕 費	25,492	22,411	22,411	22,411	22,411	22,411	22,411	22,411	22,411	22,411	22,411	22,411	22,411
		材 料 費	19	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
		そ の 他	66,686	70,543	70,543	70,543	70,543	70,543	70,543	70,543	70,543	70,543	70,543	70,543	70,543
(3) 減 価 償 却 費	118,075	117,134	114,327	113,446	112,985	108,089	97,140	90,129	84,261	81,936	80,720	77,385			
2. 営 業 外 費 用	14,414	13,898	10,160	8,817	7,754	6,950	6,301	5,837	5,593	5,445	5,354	5,323			
(1) 支 払 利 息	14,414	12,300	10,160	8,817	7,754	6,950	6,301	5,837	5,593	5,445	5,354	5,323			
(2) そ の 他		1,598													
支 出 計 (D)			247,194	260,363	253,818	251,594	250,070	244,370	232,772	225,297	219,185	216,712	215,405	212,039	
経 常 損 益 (C)-(D)			△ 32,709	△ 58,367	△ 74,435	8,637	3,962	2,992	8,337	6,252	5,903	2,565	9,047	5,515	
特 別 利 益 (F)				2	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	
特 別 損 失 (G)			1,664	2	363	363	363	363	363	363	363	363	363	363	
特 別 損 益 (F)-(G)			△ 1,664		△ 296	△ 296	△ 296	△ 296	△ 296	△ 296	△ 296	△ 296	△ 296	△ 296	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			△ 34,373	△ 58,367	△ 74,731	8,341	3,666	2,696	8,041	5,956	5,607	2,269	8,751	5,219	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			△ 7,034	△ 65,401	△ 140,132	△ 131,791	△ 128,125	△ 125,429	△ 117,388	△ 111,432	△ 105,825	△ 103,556	△ 94,805	△ 89,586	
流 動 資 産 (J)			510,916	391,231	391,231	391,231	391,231	391,231	391,231	391,231	391,231	391,231	391,231	391,231	
流 動 負 債 (K)			54,593	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
うち 建設改良費分			165,016	123,681	123,681	123,681	123,681	123,681	123,681	123,681	123,681	123,681	123,681	123,681	
うち 一時借入金															
うち 未 払 金			52,007	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)															
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)															
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)			134,116	177,098	156,592	238,313	232,596	226,581	220,472	214,633	208,595	203,074	208,646	202,441	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)															
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)															
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)															
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 模 (P)															
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)															

投資・財政計画 (収支計画)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
資本的 収 入 支 出	1. 企 業 債	32,600	18,700	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	うち 資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金	36,102	30,048	25,904	23,456	19,963	19,124	18,241	14,500	11,370	9,915	8,177	6,901
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	6,259											
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金												
	9. そ の 他												
	計 (A)	74,961	48,748	55,904	53,456	49,963	49,124	48,241	44,500	41,370	39,915	38,177	36,901
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	74,961	48,748	55,904	53,456	49,963	49,124	48,241	44,500	41,370	39,915	38,177	36,901
	1. 建 設 改 良 費	34,420	28,364	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	うち 職 員 給 与 費												
	2. 企 業 債 償 還 金	109,943	108,135	100,805	93,093	80,017	71,507	62,111	49,802	41,274	35,430	31,745	26,007
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. そ の 他	13,025											
	計 (D)	157,388	136,499	130,805	123,093	110,017	101,507	92,111	79,802	71,274	65,430	61,745	56,007
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	82,427	87,751	74,901	69,637	60,054	52,383	43,870	35,302	29,904	25,515	23,568	19,106
	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	132,291	85,887	21,029	49,473	78,157	110,886	145,495	182,928	222,891	262,670	312,321	357,590
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	△ 2,432	2,166										
	計 (F)	129,859	88,053	21,029	49,473	78,157	110,886	145,495	182,928	222,891	262,670	312,321	357,590
	補填財源不足額 (E)-(F)	△ 47,432	△ 302	53,872	20,164	△ 18,103	△ 58,503	△ 101,625	△ 147,626	△ 192,987	△ 237,155	△ 288,753	△ 338,484
	他会計借入金残高 (G)												
	企 業 債 残 高 (H)	745,335	655,900	585,095	522,002	471,985	430,478	398,367	378,565	367,291	361,861	360,116	364,109

○他会計繰入金

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
収 益 的 収 支 分		57,287	3,332	2,816	2,370	2,000	1,673	1,342	1,028	784	575	395	240
	うち 基準内繰入金	57,287	3,332	2,816	2,370	2,000	1,673	1,342	1,028	784	575	395	240
	うち 基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分		36,102	30,048	25,904	23,456	19,963	19,124	18,241	14,500	11,370	9,915	8,177	6,901
	うち 基準内繰入金	36,102	30,048	25,904	23,456	19,963	19,124	18,241	14,500	11,370	9,915	8,177	6,901
	うち 基準外繰入金												
合 計		93,389	33,380	28,720	25,826	21,963	20,797	19,583	15,528	12,154	10,490	8,572	7,141

経営比較分析表（令和5年度決算）

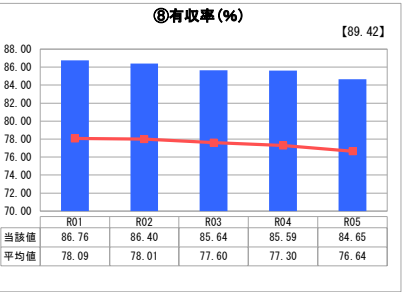
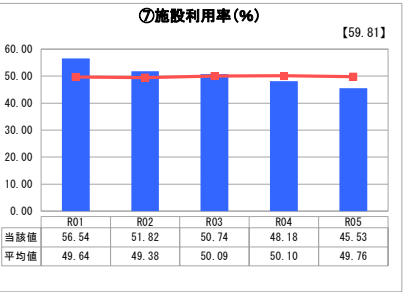
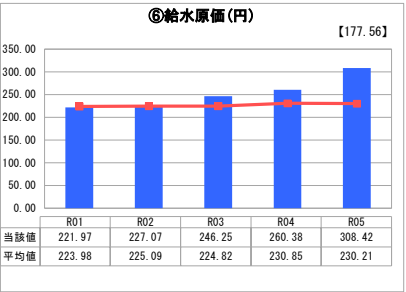
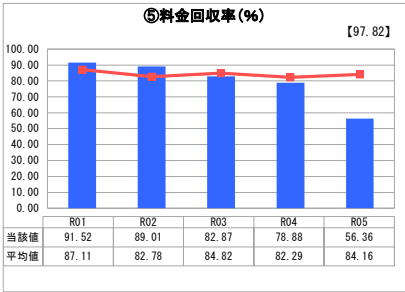
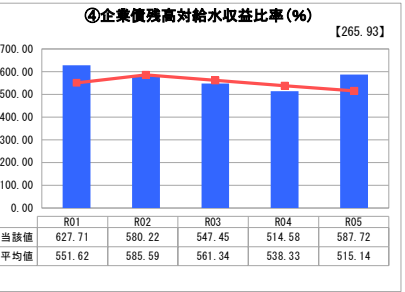
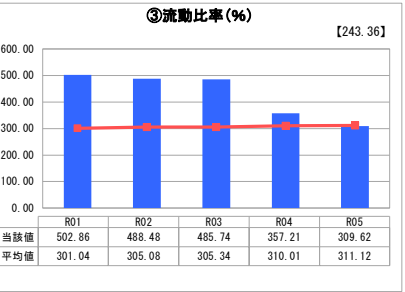
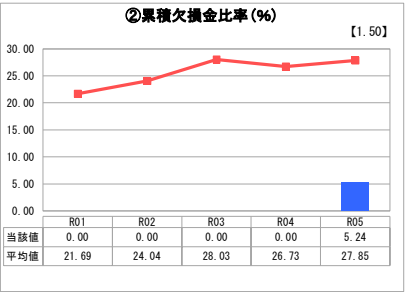
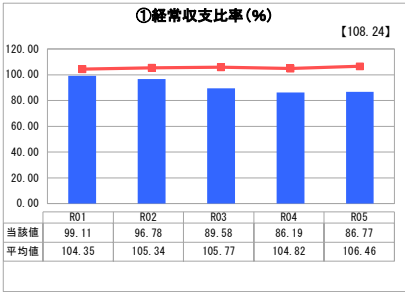
秋田県 五城目町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A8	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	72.23	96.64	3,960	

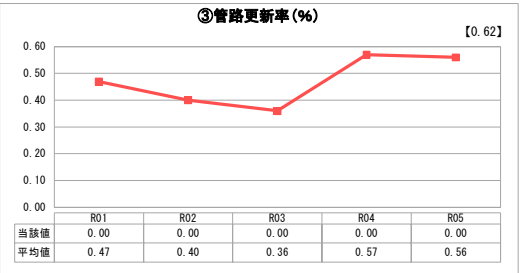
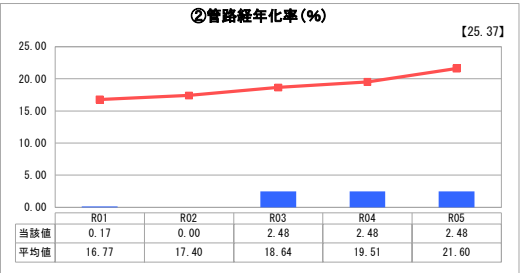
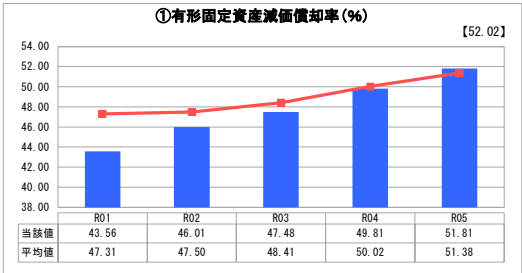
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
8,060	214.92	37.50
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
7,680	28.74	267.22

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

「①経常収支比率」は平成29年度に100%以下に転じて以降、悪化が進行しており、給水収益による事業運営が成り立っていない状況である。

「②累積欠損金比率」は令和4年度までは0%であったが、令和5年度には欠損金が生じた。

「③流動比率」は100%以上で、短期的な債務に対する支払能力は有している。

「④企業債残高対給水収益比率」は令和3年度から建設改良に係る企業債の借入をしており、当面借入を行う予定であるが、企業債残高の減少に努めながらの借入をする必要がある。

「⑤料金回収率」は100%以下で給水に係る費用を給水収益で賄えていない状況が続いており、現状では回復は見込めない。

「⑥給水原価」は、前年度に比較すると48円上昇している。動力費などの高騰などにより事業費用の抑制も厳しい中、令和5年7月豪雨が発生し中核施設である五城目浄水場が被災した。これを復旧するため修繕費が多くなった。今後も経常費用の抑制に努めるが、上昇が続くものと見込まれる。

「⑦施設利用率」は、水需要の減少が進行しており、効率性は更に低下します。

「⑧有収率」は大幅な変動はないが、漏水調査や修繕により向上するよう努める。

2. 老朽化の状況について

「①有形固定資産減価償却率」は、施設の老朽化により徐々に上昇している。

「②管路経年化率」は令和3年度末から増となり今後は徐々に上昇する。

「③管路更新率」は0%で進んでいない。耐震性の低い管路を多く抱えており更新は必要であるが、経営上、多くの更新は困難であるため、更新すべき管路を精査し、効率的な更新に努める。

全体総括

令和5年7月豪雨が発生し、中核施設である五城目浄水場が被災した。これを復旧するため修繕費が例年より多くなった。また、8・9月分の給水収益を免除したことにより収入減になった。

経常収支比率や料金回収率の悪化は、慢性的に続いている状態でありながら、今後は更新費用も嵩んできます。

経営の健全性を保つためにも、一定の内部留保資金の確保は必要ですが、現状では困難な状況で料金改定は避けられない状況にあります。このため、令和6年度より料金改定検討に着手している。